

食品衛生法

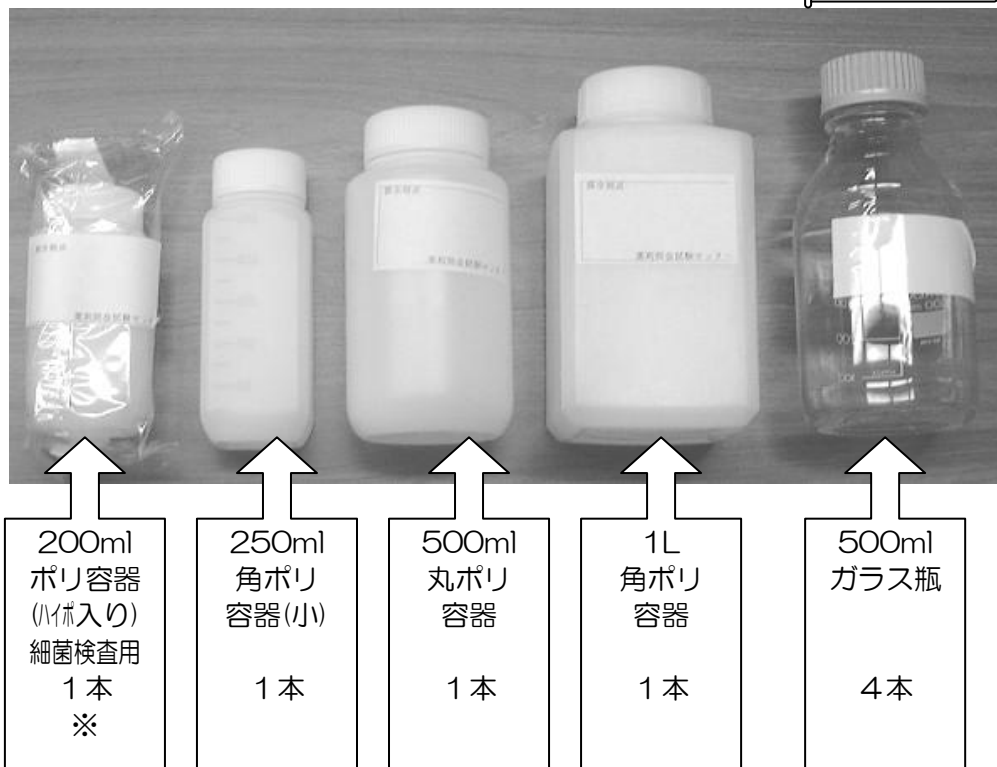
試験用水の採水要領（26項目）

★ 検査する水を正しく採ることが大切です。次の点に注意して採水して下さい。

- ① 採水者の手指をきれいに洗って下さい。
- ② 蛇口等採水箇所をきれいに洗って下さい（ゴムホース等は、外して下さい）。
- ③ 5分間位、水を出しっ放しにし、管の中の停滞水を排出させて下さい。
（水温が一定になるのを目安とします）。

★ 容器は当センターで準備したものを使用して下さい。

合計8本



※ 200ml ポリ容器（細菌検査用）は、塩素剤を中和するハイポ（チオ硫酸ナトリウム）が入っています。また、容器のとり口やフタの内側に手を触れないように注意して下さい。採水後の保存、運搬時の温度、採水後から検査までに時間がかかると細菌数が変化して結果に影響しますのでご注意ください。

- ・ 依頼される日に採水して下さい。
- ・ 検査の受付は、月曜日から木曜日の午前9時～12時、午後1時～3時迄です。
（祝日等のある週については、受付できない日がありますので、事前にお問い合わせ下さい。）

その他ご不明な点は、当センターへお問い合わせ下さい。

水は満水でお願いします！！

（公社）鹿児島県薬剤師会 試験センター
〒890-8589 鹿児島市与次郎2-8-15
TEL 253-8935 Fax 255-2850
<http://www.minc.ne.jp/kpa-siken>